

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月16日

【会社名】 株式会社イメージワン

【英訳名】 ImageONE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高田 康 廣

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役財務経理部長 野村 真 一

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
新宿第一生命ビル12階

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 高田康廣及び取締役財務経理部長 野村真一は当社グループの財務報告に係る内部統制の整備と運用の責任を有しており、企業会計審議会による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し、これを運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（１）評価の基準日

財務報告に係る内部統制の評価基準日は、当事業年度の末日である平成21年9月30日です。

（２）評価の基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般的に公正妥当と認められる財務報告に係わる評価の基準に準拠しました。

（３）評価の手続き

評価に当たっては、株式会社イメージワンの「2009年9月期財務報告に係る内部統制評価実施計画書」により「全社的な内部統制」「決算・財務プロセス」「重要業務プロセス」「IT全般統制」の4評価対象に分け、先ず「全社的な内部統制」、「決算・財務プロセス」及び「IT全般統制」の評価を実施した後これらの結果も踏まえて「重要業務プロセス」の評価を実施しました。

「重要業務プロセス」においては、各業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を整理、認識した上で、当該項目についてのチェックオフリストを作成し、内部統制の有効性の評価を実施しました。

（４）評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しております。具体的には、「2009年9月期財務報告に係る内部統制実施計画書」に基づき、西日本、東北各営業所が医療画像事業部に直属しており、その運用を直接東京本社が掌握していることから、評価対象を株式会社イメージワン東京本社に限定しております。また連結子会社および持分法適用会社につきましてはその影響が軽微であることから評価範囲からは除外しております。

重要業務プロセスの評価範囲につきましては、医療画像事業部及び衛星画像事業部をその対象範囲とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを重点評価対象としました。さらに、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う勘定科目に係る業務プロセスについても、財務報告への影響を勘案して評価対象としております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度の末日である平成21年9月30日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。